

北戸田駅前地区 地区まちづくり協定チェックシート

協定第7条に規定するルール	種別	自己評価記入欄	戸田市による審査結果
①地域のにぎわいと魅力向上を図るため、多様な人々が利用できる店舗等を配置するなどできる限り土地の有効活用に努める。	遵守		
②新曽第一土地区画整理事業と一体的なまちづくりを進めながら、誰もが安全・快適・便利に生活し楽しめるように、地区計画等、関連法規制等を遵守しながら中心地区づくりに努める。	遵守		
③埼玉県福祉のまちづくり条例(平成7年埼玉県条例第11号)に基づく各種整備基準を遵守し、建築物の出入口、傾斜路、階段、敷地内の通路及び便所等のバリアフリー化に努め、誰もが安全・安心、快適に過ごせるよう、人にやさしい環境づくりに努める。	遵守		
④道路上に置き看板やゴミ箱及び商品類等は設置、放置せず、安全・快適な交通、移動環境を確保する。	協力		
⑤安全で快適な交通、移動環境の実現のために、路上駐車・駐輪等を防ぐために必要な駐車施設を設置し、適切な管理や車両の誘導及びマナー徹底等に努める。	協力		
⑥にぎわいやうるおい創出のため、新曽第一地区地区計画に規定する壁面の位置の制限により前面道路からの壁面後退部分を利用する場合には、通行の妨げになる巨大なもの、危険を伴う鋭利なもの老朽化したもの及び倒壊の恐れのあるものなどは設置せず、その他歩行者等に対する安全性確保に十分配慮する。	協力		
⑦安全・快適な道路・移動環境を維持していくため、日常的な前面道路の清掃等に協力し美化に努める。	協力		
⑧戸田市宅地開発事業等指導条例(平成28年告示第22号)に基づく緑化基準を最低限度とし、同条例による緑化基準の対象外となる場合も、可能な限り敷地内緑化に努める。	協力		
⑨別図に定める駅前広場に面する側においては、華やかでうるおいある駅前空間となるよう緑化に努める。	協力		
⑩まちなかでうるおいを感じられるよう配慮して、建物の壁面、窓・バルコニー等の開口部及び屋上等を活用して、できる限り緑化に努める。	協力		

協定第7条に規定するルール	種別	自己評価記入欄	戸田市による審査結果
⑪緑化にあたっては、「戸田市建築物屋上等緑化奨励補助金制度」や「フェルトガーデン戸田」の活用に努める。	協力		
⑫連続する緑環境を確保するため、道路に面する宅地の接道部分には、できる限り低木や地被植物等による緑化に努める。	協力		
⑬緑化にあたっては、「戸田市地区計画区域内生け垣設置補助制度」の活用に努める。	協力		
⑭うるおいある緑環境をいつまでも美しく保つため、緑化部の適切な維持管理に努める。	協力		
⑮緑豊かなまちなみや憩いの場をいつまでも美しく保つため、地区内の公園の緑や街路樹等の保全に努める。	協力		
⑯緑化等に際しては、周囲の景観との調和を図りながら、耐火性を考慮した樹種の選定に努め、地区の防災機能向上に配慮する。	協力		
⑰緑による防災機能を効果的に維持するため、緑化に用いた緑の適正な維持管理に努める。	協力		
⑱人の目が届かない裏側や、見通しがきかない場所が出来ないように建築物等の配置及び形態に配慮する。	協力		
⑲夜間における防犯機能を強化するため、暗がりが生じないように敷地内や駐車場内への照明施設の設置に努める。	協力		
⑳「戸田市みんなで作る犯罪のないまち条例」に基づき、地区住民等及び事業者と行政が協働して犯罪のない地域社会を実現するため、防犯意識を高めながら、協力して防犯活動等に努めるとともに、居住者等にもこれらを働きかけるよう努める。	遵守		

※ 自己評価欄には建築行為等の計画内容と協定との整合性について出来るだけ詳しく記入して下さい。

※ 建築等行為後の協力予定等についても適合項目として記入して下さい。